

第9回総長選考・監察会議議事録

1. 開催日時：令和7年12月1日（月）14：30～16：03
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、
浦野、粕谷、寺田、中島、平地、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 運営方針会議からの提案等の対応について
 - 2 次期総長選考の実施手順等について
 - 3 その他
6. 配付資料
 - 1-1 「総長選考に関する運営方針会議からの提案」への対応について（案）
 - 1-2 総長選考に関する意見の提出について
 - 2-1 次期総長選考の実施手順等について（案）【別冊】
 - 2-2 意向投票～総長予定者の決定（総長選考・監察会議）～記者会見の流れについて（イメージ）

7. 議事

【板東議長】 それでは定刻になりましたので、ただいまから総長選考・監察会議の第9回を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。それではまず事務局から、本日の委員の出席状況などの連絡事項のご確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。よろしくお願いたします。本日は16名の委員の方全員にご出席いただく予定でございまして、定足数を満たしております。なお、遅れてご出席される委員の方もいらっしゃいます。

続きまして陪席についてでございます。A監事、B監事にご陪席いただいております。そのほか、総務部長、人事部長、法務課長、本部法務課法規チームが陪席させていただきます。

続きまして傍聴者についてでございます。本日傍聴者の方は2名でございます。

続きましては配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前にお送りさせていただいたPDFファイルをご覧ください。議事次第に記載のとおり、資料としては配付資料として4点、席上配置資料として2点でございます。

続きまして議事の記録、公開についてでございます。「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項」に基づき、本日の議事の記録については録音並びに書面による議事

要旨及び議事録といたします。公開については録音による記録は公開いたしません。議事要旨及び発言者を匿名化した議事録は公開いたします。なお公開は東京大学ホームページの総長選考・監察会議ページに、本会議終了後に配付資料とともにいたします。

続きまして発言時のマイク操作についてでございます。本日はウェブ開催とさせていただいております。ご発言時以外はマイクをオフ、ご発言の際は挙手ボタンを押していただき、議長からの指名の後にマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは議題に入る前に、今日の全体像についてご連絡させていただきたいと思っております。これまで多数回にわたり、大変長い時間をかけて次期総長選考についてご議論いただいていたわけでございますけれども、パブリックコメントや運営方針会議、その他諸会議からのご意見を経まして、本日はこれまで検討してまいりました次期総長選考プロセスについて、正式に決定する必要があるがございます。もちろん細かい運用の点についてはまだまだ、この会議として決める点はございますけれども、大筋基本のところを決定させていただくということになるわけでございます。

今回も1時間半という会議時間ですので、時間のゆとりがあまりないところではございますけれども、本日もしっかりと皆様にご議論いただければというふうに思っております。

それでは早速、議題1の「運営方針会議からの提案等の対応について」に入らせていただきます。運営方針会議についてはご承知のように総長選考・監察会議に対して意見を申し出ることができるものとされております。そのために第5回の総長選考・監察会議の終了後に「求められる総長像」等の資料を添えて、運営方針会議へご意見をいただくように依頼させていただきました。その後、運営方針会議からは、一括版資料の6枚目でございます、ページでは5ページ目というふうになっておりますけれども、資料1-2「総長選考に関する意見の提出について」のとおり、総長選考に関するご提案をいただきました。この提案につきましては10月31日の総長選考・監察会議で既にご説明させていただいているところでございます。

総長選考・監察会議といたしましては、この運営方針会議からのご提案、ご意見について検討し、理由を付して運営方針会議に報告していく必要があるがございます。ご提案をどのように取り入れたか、あるいは取り入れなかったか、どういう理由によるものかというところのご報告をする必要があるということでございます。

このため、本日は運営方針会議の意見を受けて改訂した「求められる総長像」を添えました回答文書案を資料1-1に準備してございます。まず前提となります運営方針会議の意見について、もう一度簡単に確認させていただきたいと思っております。一括資料の6枚目、資料1-2「総長選考に関する意見の提出について」をご覧いただきたいと思います。これが運営方針会議からの文書ということでございますけれども、この文書においては現状認識として日本の人口の減少、大学の財務状況の悪化、それから世界トップ10を目指すという高い目標を国際卓越研究大学への申請の中で示したというこれらを踏まえると、非

常にハイレベルな経営能力が不可欠であるというところを最初に確認されております。

その上で次期総長に求められる資質として、最重要のものとして学術組織の経営能力、特に変革推進力ということで、特に世界トップ 10 を目指すための戦略と抜本的な改革の断行ができる力ということを求めていますし、世界トップ 10 への計画のコミットと、未来を切り拓く意志、そしてガバナンス強化や収入の多様化などの戦略立案を主導していくと。組織全体をマネジメントできるというようなこと。そして、できれば学術的な組織を運営して予算運営や世界ランキングの向上に寄与した実績を持つことが望ましいというふうにされております。

それから、それに次ぐような重要な資質として、国際化の推進力とか、あるいはネットワーク力、また学術的業績、資金調達力、教育者としての秀逸性、また高い倫理性、多様な人材に配慮していくこと、嫌われることを恐れない胆力といったようなものを挙げられております。

これは資質についてのご意見、ご提案ということでございますけれども、そのほか、選考手順の問題として、ほかの世界の大学との比較の上でさらに、世界の中では学内というよりも外を含めての多様な人材を候補として求めた上で選考している状況があるということから、その幅を広げていくこと及び、現在の学内からということを中心に考えていくのであれば、学内での経営人材育成をさらに検討していく必要があるだろうということもご指摘いただいておりますし。それから任期の再任の問題についてもさらに検討していくことが必要になってくるのではないかと問題提起もされております。これはそういう大きな問題提起をしていただいているということでございます。

最後に資質の優先度についても明確化していく必要があるんじゃないかと。総長に求められる資質は状況において変化していくということなので、現状分析の上で資質の優先度を明確化し、公開していくことも重要であるというようなことをご指摘いただいております。

このようなご意見のほか、パブリックコメントによるご意見とか、あるいは先日も、11月14日でございますけれども、経営協議会でご説明した際にも委員からいただいたご意見もございますので。これらの諸会議、パブリックコメントなどの意見を踏まえまして、変更案について学内ワーキンググループにご検討いただいたところでございます。

C委員、お入りになっておりますでしょうか。

【C委員】 はい、すみません。遅れました。

【板東議長】 それではC委員のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【C委員】 Cでございます。板東議長よりご説明がありましたとおり、運営方針会議からいろいろと貴重なご意見をいただいております。そのいただいたご意見につきまして、可能な限り求められる総長像に反映するように検討いたしました。「求められる総長像(案)」につきましては、5月21日の第2回の総長選考・監察会議以降の変更箇所をわかりやす

く表記されてる別冊の資料2-1のほう、今投影されておりますが、それをご覧いただきたいと思います。

いろいろな色がカラフルについておりますけれども、青色のハイライト部分は5月21日に開催された第2回の総長選考・監察会議で一旦確定された変更箇所になります。その後の黄色のハイライト部分、非常にたくさんありますが、今回運営方針会議からのご意見ですとか、パブリックコメントにより変更したところになります。その後、10月31日に開催された第7回の総長選考・監察会議のご意見を受けて修正した点が1点だけ、緑のところになっております。さらに、その最終版ですけど、11月14日に開催された経営協議会においていただいたご意見を受けて変更した、前文の部分ですけど、そこをグレーのハイライトとしております。

したがって、皆様にはこのグレーのところ以外、緑のところまでのご確認いただいているものというふうに考えておりますが、本日、最終的に求められる総長像を決定するに当たり、その5月21日の第2回の総長選考・監察会議以降の変更点も含めまして、全て一旦、もう一回ご説明させていただきたいというふうに思います。

皆様ご承知のとおり、求められる総長像というのは総じて幅広く、抽象的な記述となっております。運営方針会議でいただいたご意見につきましては、おむね現在の求められる総長像の各項目に含まれているものと考えました。しかしながら運営方針会議のご指摘は非常に重要な論点も多いと認識いたしましたので、各項目の記載内容の要素に運営方針会議からご提案いただいた趣旨を補うことによって、全体としての文意を強めて、意図を明確に表現するような形で改訂いたしました。これがまず全体を通じての対応の方向性です。

一つ一つ説明していきますが、まず前文です。ここには運営方針会議からの意見の現状認識を反映する形で、もとの文意を強めるような形で加筆しております。資料1-2のPDFの7ページ目、番号としては6ページと青字を打っているところですけど、そこに主な改訂点が羅列、列挙されております。そこをご覧いただきながらもいいと思うんですけども、現状認識のところはやはり本学を取り巻く状況は非常に厳しい状況であるということと、あと世界トップ10という目標のためには、これまでにないレベルの経営能力が必要であるという認識が書かれております。先ほど議長からご報告があったとおりでございますが、このことを受けまして最終的には、今黄色字になっているところを含めて、「世界と大学をめぐる危機や課題に対峙しつつ、新たな価値の創造の契機とし、果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく」というふうに加筆いたしました。

第8回、前回の総長選考・監察会議までは、若干これとは異なる表現だったんですが、そこに11月14日の経営協議会において求められる総長像の前文というのが若干ネガティブに感じるということと、世界の大学をめぐるさまざまな状況の中に、オポチュニティですとかチャンスがあるというふうに捉えたほうがポジティブになるのではないかと

ご意見をいただきまして、その前文にさらなる変更を加えて、11月27日に事務局より委員の皆様事前に送付させていただいたところです。簡潔に言うと「契機とする」といったところを入れたところが最終案になっております。

次に第2項目めですが、2項目めは、世界のトップ10に向けて明確なビジョンを持つことを表現するものとして、説得力のあるビジョンといったものに加えて、「鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に答え」というふうにさせていただいております。

一つ飛ばしまして4項に行きますが、こちらはグローバルトップ10達成のためには具体的な戦略立案と抜本的な改革を断行することが求められているところから、「具体的な戦略的指針をもって」というふうに加えて、また従来ないハイレベルな経営能力が不可欠であるということ、それと世界トップ10に向けて未来を切り拓く意志を持つことが求められていることから、能力の前に「高度」という単語を加えて、「未来を切り拓く強固な意志」というのも加筆して、「大学を運営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志」というふうにさせていただきました。

次に第5項目めですが、求められる総長像についてのパブリックコメントのご意見で、多様性だけでなく本質的な包摂性といったものも重んじる総長像が望ましいというご意見をいただきましたので、「包摂性」という単語を加筆させていただきました。

最後に、飛ばした第3項ですが、こちらには大学が果たすべき社会的責任も増す中で、大学を取り巻く諸課題やリスクに対して主導的に対応していくガバナンス能力とその実績を求めることも必要であると考えまして、「本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して主導的に対応していくガバナンス能力と実績」も求めることとして加えさせていただきます。

以上で求められる総長像の改訂案の説明となります。ありがとうございました。

【板東議長】 ありがとうございました。それでは委員の皆様、今のご説明、運営方針会議からのご意見などをご確認いただきまして、この今ご説明いただいた求められる総長像に加筆すべき点とか、あるいは全体をご覧になってみてさらに修正を要する点などがあればご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今のご説明のように、運営方針会議からのご提案について、文言をそのまま入れたというわけではございませんけれども、ご指摘いただいている内容について盛り込もうとしているということでございます。――それではD委員、お願いいたします。

【D委員】 ありがとうございます。確認ですけれども、今ちょうど議長がおっしゃったように、立ち位置として運営方針会議の、さっきの7ページの世界トップ10へのコミットと未来を切り拓く意志の下のところにある国際化推進力とかネットワーク力とか、学問的業績とか資金調達力、こうしたものは求められる総長像には具体的には、個別には入っていないわけですね。そうすると、それをインプライするような文言も、学問的業績とか資金調達力なんかについては、そこほとんど入っていないと。入れろという意味ではなくて、

理解としては、これは運営方針会議の意見というのはあくまで、アドバイスでもないし、一つの意見、参考意見としてあるということで、求められる総長像も、もちろん責任は総長選考・監察会議にあるんですけども、一種の参考意見として我々としては入れられるものは入れたけれども、全部についてそれをここで列挙することはしなかったというふうに理解して。

それでこの運営方針会議のほうはこれで満足するって、これでいいということなんですか。その辺がよくわからなかったんですけど、教えてもらえますか。

【板東議長】 運営方針会議が満足するかどうかというのは、運営方針会議のほうのご意見ということになりますので私自身が推測できないところではありますが、基本的には具体的な文言としては入らなくても、ここにあるこういう文言、こういう文章のところについては含まれているのではないかというのは、全てご説明がつくのかなというふうに思っております。

一つは、例えば今ご指摘になりました資金調達力といったようなところについては、4のところ「具体的な戦略的指針をもって大学の財政基盤を強化し」というふうにありますけれども、その財政基盤の強化の手段の中の一つとして入るのかなと。総長選考・監察会議においてもさらにブレークダウンしたこういう項目については、確認していく必要があるんじゃないかという。以前、大阪大学の評価項目を例に出していただいたことがありますけれども、財務基盤の強化の話はどういうところを見ていったらいいのかというようなポイントとしては、資金調達力とかいろいろ、幾つか見ていくポイントということが考えられるのではないかなというふうに思っております。

【D委員】 学問的業績のところなんか顕著なんですけども、「学術研究、論文発表において顕著な実績を有し、国際的な評価を得ていること」って、これを条件にしちゃうとかなり狭まってしまうと。つまり学者として学術研究とか論文発表で世界的な評価を得ていなければいけないということになってしまうので、求められる総長像の最終的な今の案の中では、当たるところは一番の最後の「優れた学識」というところぐらいしか見つけられなかったんですけども。これで世界的な評価を得てる学者であるということ、現にそうではない人も総長になってるような気もするんですけども。ここが、だからそこまでビビッドにミラーで反映させる必要はないという判断がどこかにあるという理解でよろしいんでしょうかね。ちょっとよくわからないんですけども。

【板東議長】 おっしゃるように学識のところは運営方針会議でご説明したときにも、私のほうから学問的業績のところは1のところに含まれてるというふうに、優れた学識の中に含まれてると言えるのではないかというご説明をしました。そして今、D委員からご指摘のように、非常にこのところを重んじたような高い国際的な評価とか、そういうものを求めてしまうと、いろんなほかの項目も含めてたくさん総長に求められるものがあり、そういう学問的な面での能力というところをあまり強く求め過ぎるのは、逆に総長の力としてバランスがどうなのかという問題が一つ出てまいりますので、このところはこの「優

れた学識」と、学内外—外のほうには国外も含めて、国際的なものも含めてありますけれども、敬意や信頼を得られるような学問的な能力、業績をお持ちであればいいのではないかと。

【D委員】 そうですね。

【板東議長】 ということでご指摘のように、候補をあまり、この点で狭め過ぎないように。

【D委員】 おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

【板東議長】 ほかにいかがでございましょうか。私のほうから申し上げるので恐縮なんですけれども、新しい案を読みますと、ちょっと読みにくいなと。前文のところはちょっと文章的に読みにくいなと、意味をとりにくいなということを改めて感じまして。例えば、今回変えていただいたところですけども、「世界と大学をめぐる危機や課題と対峙しつつ」、ここに点があって、「新たな価値創造の契機とし」、また点があって、「果敢なイノベーション戦略を完遂することで」であると。その前も結構長い文章があるので、このあたりが非常に意味がとりにくいというか、ちょっと読みにくいなという感じがいたしまして。

挑戦してくような積極的なニュアンスを出してほしいというご意見だったのかなというふうに経営協議会のほうは思いましたので、例えば「世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して」か、「しつつ」でもいいんですけど、「新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで」みたいに、ちょっとつなげて、世界と大学をめぐる云々かんぬんのところから「イノベーション戦略を完遂することで」までをつなげていくほうが読みやすいのかな、わかりやすいのかなというふうに思いました。

今、案としてお示ししたのは、「世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで」と、例えばそういうのはいかがかなと思ったんですけども。これ、C委員初め、学内ワーキンググループの先生方、いかがでございましょうか。

【C委員】 この「契機」というのを、さらに1個前のバージョンでは好機というふうに書いていた部分もあって。経営協議会のほうからこれをむしろ機会、オポチュニティだったりとかチャンスにして、新たな価値創造をすべきというふうに書くことによって、よりポジティブなニュアンスを出すことができるんじゃないかといったご意見をいただいて。そこに対して、じゃあそういう方向で文言を改訂するにはどうしたらいいかというので、いろいろ紆余曲折あって最終的には契機ぐらいがいいんじゃないか。つまりそれを捉えてというんですかね、一歩前に行くという意味で契機という単語を入れたという部分がございます。

ですので、もともとはこういうものが入ってなくて、経営協議会からのご意見でそういうふうに入れたという部分があるので。もし今の板東議長がおっしゃるような価値創造に挑むという形で、あるタイミングだったりチャンス、オポチュニティという感覚は大分減ると思うんですけども、そういったものでもよろしければもちろん、僕もこの前文って結

局非常に長い一つの文章なので、なかなか読むのが大変で、どこかで本当は2文にしたいなという部分はあったんですが、なかなかそれも難しくて、結局今のような少し読点が多くなるような形の文章になってしまった部分がございます。

ですので、もし契機だったりとかそういった言葉がなくてよいんだとしたならば、この挑むというものでも、もちろん私は個人的にはいいかなと思いますが、ほかの学内の先生方、副座長の先生方のご意見いただけましたらと思います。

【板東議長】 ありがとうございます。ほかに特に、副座長の先生からご意見いかがでしょうか。経営協議会のほうのご意見として、いろんな理解の仕方があるかと思うんですけど、最初、経営協議会のほうでお示しした案では、途中過程のものとしてお示しした資料では、「世界と大学をめぐる様々な危機や課題に対処するための果敢なイノベーション戦略」となってたような気がするんですね。そうしたらもう少し、この積極的な価値創造とか知的創造とか、そういうニュアンスを出した、これをチャンスとしてそういうものに結びつけていくニュアンスを出したほうがいいのではないかというご意見だったと思いますので。

むしろ価値創造的な面が出てなかったのかなと思ったんですけど。ちょっとこれ、事務局のほうに確認で。経営協議会に出した案というのはどうだったでしょうかね。

【C委員】 今の資料、見え消しのところに確かに、「世界と大学をめぐる様々な危機や課題に対峙するための果敢なイノベーション戦略」というのが前の文章で、そこを、2ページ目ですかね、全体資料の2-1のところに書いてありますけど、そこで確かに板東議長もおっしゃるみたいに、「新たな価値創造」という、少しポジティブな単語が入っているので、やることとしては少しポジティブ感が出ていて、チャンスとかオポチュニティという時節的なことを考えたときに、「好機」とかそういうことで書いたらどうかというところで、最終的には「契機」に変わったという、そういう状況ですので。

確かに「契機」とかなくても問題ない、新たな価値創造というところでのポジティブ感があれば、経営協議会の方が心配される、少しネガティブなんじゃないかと、暗いんじゃないかということに関しては、大分ポジティブ感が出ている文章になってるかなというのは確かに思います。

【板東議長】 ありがとうございます。ほかにご意見、ご提案ございますでしょうか。それでは前文のところ、一応そういうことで提案させていただけたらと思うんですけど、ほかに何か足りないところとか修正すべき点とか、ご指摘ございますでしょうか。

【D委員】 すみません。Dですが、1点だけ確認していいですか。今のところなんですが、上から2行目から3行目に向かっていくときに、「世界と大学をめぐる危機や課題に対峙しつつ、新たな価値創造の契機として」という今の原案と、前の「危機や課題に対峙するための」というのとでは、全く意味が違ってらんだと思うんですね。

新たな価値創造を契機としてイノベーション戦略を完遂していくということは、世界と大学をめぐる危機や課題に本当は対峙するためにそういうことをやるんじゃないかなと。

先ほど議長がおっしゃったようにです。

【板東議長】 はい。だから危機や課題に対峙して新たな価値創造に挑むというのは、「ために」的な話も含めて。

【D委員】 対峙しつつということは、この言葉だと危機や課題に対峙するということを新たな価値創造をするということが、もちろんあるんだけど、別の話として語られている感じになっちゃって。新たな価値創造をすることは何のためかといえば、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙するために価値創造するんだという因果関係が、するためにということの前には因果関係が発生してるんだと思うんですね。

我々が求める総長像としては、この価値創造と危機や課題に対峙するということが因果関係としてはどう理解するという理解になってるんですけど。そこが非常にタイトに結びついて、危機や課題に対峙するために新たな価値創造をつくっていくのが使命なんだという理解ではなくて、それをやりつつ価値創造をしていくんだというのと、やっぱり意味合いがかなり違うんじゃないかという気が。最後の最後に申しわけないんですけど、そこは関係性というのはそれでいいんですけど。

【板東議長】 よろしいでしょうか。これ、皆さんいろんなご意見あるところだと思うんですけど、私はこの対峙して新たな価値創造に挑むというのがいいのかなと思ったのは、対峙するためということと、その対峙するということを契機としてというの、両方含み得るような言葉かなという感じがしまして。「ために」というだけをいうと、価値創造というものに対してのちょっと狭い感じといいますか、それこそキュリオシティ・ドリブンでいろんな知的創造が行われていくという、それが危機や課題にはつながっていくということにしろ、そういうもののイメージがちょっと弱くなるかなと。

【D委員】 なるほど。

【板東議長】 課題出発型と、両方あって価値創造というのが行われていくという。でも念頭に危機や課題というものに向き合う姿勢というのは非常に重要じゃないかという。あまり狭いイメージになり過ぎないようにということも必要かなという感じがいたします。

【D委員】 わかりました。危機や課題に対峙する中で価値創造していくんだということですよ。

【板東議長】 はい。

【D委員】 だから、今のキュリオシティ・ドリブンの話でよくわかりました。具体的に発生してる課題だけでなく、潜在的な危機や課題に対しても積極的に向き合い、それを見ながら新たな価値創造を大きく、もっと広い意味でやっていこうということであるとお話でよく理解できました。こっちのほうが「するため」よりも広いなということはそのとおりだと思いますので、私はこっちのほうがやはりいいんだなというふうに理解しました。ありがとうございます。

【板東議長】 ありがとうございます。ちょっとぼかしたといえばぼかした感じになるのかもしれないですけども、あまり限定的イメージにならないほうがいいかなという感じ

がいたしました。ほかにも修正などのご意見ございましたらお願いいたします。

では、よろしゅうございますでしょうか。決定自体については後でまとめて、ほかのものとの順番で後にさせていただきたいと思っておりますけれども、とりあえず現在のところの案をこの形で整理させていただくということで、先ほどから申し上げておりますように、運営方針会議などの回答についても、こういった形で取り入れていますという反映をしたことを整理した上で、回答文書案の形で回答させていただきたいというふうに思います。

回答文書案につきましては、これは実務的な面もございますので、議長一任というふうにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。――それではご異論ないということで、この回答文書、運営方針会議への対応ということについては以上のように考えさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、議題2の「次期総長選考の実施手順等について」に入らせていただきます。別冊の資料2-1に次期総長選考の実施手順等について案がございますけれども、その7ページに総長選考プロセスのイメージがございます。前回、第8回の会議におきまして、このプロセスの最後の意向投票から総長予定者の決定、その後に行う記者会見についてもご議論いただきました。本日はその一連の今まで検討してきた内容を決定する必要がございますので、もう一度前回の議論を振り返る意味で事務局に資料も作成いただいております。それでは事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局でございます。一括版資料の14枚目、13ページ、資料の2-2「意向投票～総長予定者の決定（総長選考・監察会議）～記者会見の流れについて（イメージ）」をご覧ください。前回ご議論いただいた中でこの流れの中で一番重要なことは、総長選考・監察会議による総長予定者の決定について時間を定めず十分な議論を尽くすということでございましたので、そのような趣旨から総長予定者を決定するための総長選考・監察会議は時間を区切らず設定することとし、総長予定者が決定次第、記者会見日時を含めプレスリリースするという形が望ましいのではないかとということで、このような形でイメージを作成させていただきました。

翌日には記者会見を行う予定としておりますが、その時間については議論の様子を見つつ、プレスリリースの際に決定するというようなイメージで作成しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。前回、非常に緻密に、活発にご議論いただいたところでございます。それではこれにつきまして、今ご説明いただいたところについてご質問、ご意見ございますでしょうか。前回とはとにかく、今のご説明にもありましたように、総長選考・監察会議の後ろを決めるのではなくて、十分に時間をとっていくということ。それで当日はプレスリリースだけを行うということで、翌日に記者会見を設定していくという、そのところで皆様のご意見がまとまったのかなというふうに思っていて、こういう形で整理させていただいたところでございます。

【E委員】 すみません。Eですけどよろしいでしょうか。

【板東議長】 はい、よろしゅうございますでしょうか。

【E委員】 遅れて申しわけありません。移動中なので音声悪いかもしれませんが。前回私、欠席になりましたので、この図は初めて拝見したんですけれども。テクニカルな質問ではありますが、意向投票を70分で時間的に大丈夫なのかということと、このようなやり方で意向投票を投票できる方は何%、何十%ぐらい想定してらっしゃるのかというのを、一つお聞きしたいと思います。

その後、時間を区切らず——ちょっと恐ろしいんですけども——この時間の間に何人ぐらいを評価することになるのかということも、もう一回教えていただければと思います。

【板東議長】 よろしいでしょうか。それじゃあ最初の部分につきまして、事務局のほうからご説明いただければと思います。意向投票にかかる時間、どれぐらいなのかということの見込みなどについてのご質問、それから参加者ということだと、前回の投票率を参考に言っていただければいいのかなと。今回投票権者を広げるということもございますけれども、恐らく前回の参考になるかなというふうに思いますので、教えていただければと思います。

【事務局】 こちら、今、画面に投影させていただいてるものが前回の会議資料になってございますが、一応前回の投票のスケジュールで投票時間、それから集計する時間を考えまして、最大で今回の場合は2回行うことになるかと思っておりますので、それで時間を積算してみたというところでございます。なので、前回はできたのかなといったところではございまして、仮にこのような形で組ませていただいているところです。

あとは投票者数ですが、一応前回ですとこのぐらいの資格をお持ちの方がいらっしゃって、このぐらいの方が投票できたということになりまして。前回同様に時間を決めて投票を行うということにいたしますので、これから来年度の委員が決定次第、総長選考・監察会議の選考にかかる日程調整をさせていただきたいと思っておりますが、その日程の中で意向投票の日にちを最もいい時期に、皆様の総長予定者を決定する会議の日あたりになるかと思っておりますが意向投票を行うような形で、あらかじめ学内に指定しておくような形で考えております。

【E委員】 ありがとうございます。これは当然ながら不在者投票はなしということ、期日前投票はなし。

【事務局】 そうですね、はい。

【E委員】 それからオンラインですから外国からでも参加できるということですか。

【事務局】 はい。

【E委員】 外国にいてもできるということですね。

【事務局】 そうですね。Zoomで時間を区切って、部局のほうとZoomで管理下で時間を決めて投票を行っていくというような形で前回行っておりましたので、今回もそのような形でやろうと思っております。

【E委員】 わかりました。ありがとうございます。

【板東議長】 それから最後のほうのご質問の、何人を対象に議論するのかというお話ですけれども、この第2次候補者についての意向投票を行うということなんですけれども、第2次候補者が3名から5名ということになっておりますので、2番目の投票では3名ということなんですけど、全体、最大限5名の方を対象に議論を、最終的なご審議を行っていただいて決めていくということになるかと思えます。

【E委員】 ご説明ありがとうございました。了解しました。

【板東議長】 ほかによろしゅうございますでしょうか。――それではこれで一応資料2-2のほうについては終わらせていただきたいと思えます。

それでは続きましては別冊の資料2-1、「次期総長選考の実施手順等について（案）」をご覧くださいと思います。この資料は9月の学内会議で次期総長選考の実施手順について説明する際にも使用したものでございます。今回次期総長選考プロセスなどを決定するに当たりまして、1月の学内会議にも本資料をベースに周知していくということになるわけでございます。

それでは事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局でございます。別冊の資料2-1をご覧ください。こちら、今議長よりご説明いただきましたとおり、本日の総長選考・監察会議でお決めいただきましたら、学内の科所長会議であるとか教育研究評議会、経営協議会において説明させていただく資料の案となるものでございます。

8月27日の第5回総長選考・監察会議にもこの資料の案を出させていただいておりますが、以前のものから一つ資料を足してございます。2ページ目、資料1の「第5回総長選考・監察会議からの変更点及び今後のスケジュール」がその足した資料になりまして、変更点のポイントは8月27日に総長選考・監察会議で一旦決定したバージョンから変更した点をまとめているものでございます。

さらっとご説明、簡単にさせていただきますと、大きく変わっておりますのは、先ほどC委員にご説明いただきました求められる総長像でございます。求められる総長像については変更箇所が多くございますので、6ページ目の「求められる総長像（案）の改訂点について」にまとめてございます。

それから意向投票の投票資格について、対象者を事務系の課長級職員まで広げております。

そのほかは微細な修正になりますので、お時間があるときにお目通しくださるようお願いいたします。

なお別冊の資料5以降につきましては、変更点はございません。資料の5の候補者提出資料の様式は、8月27日にお示ししたのから変更はございません。

なお、別冊の資料で8月27日、第5回総長選考・監察会議において一旦確定したのから修正を加えた点については、黄色のハイライトでこの資料の中でお示しさせていただきます。本日の総長選考・監察会議において求められる総長像、規則などが決定いた

しましたら、このような形で学内の会議に決定したプロセスを周知する予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。今後学内ではこのような形で周知されていくということでございますけれども、事務的な話も多くございますので、今後微細な修正などがございました場合には議長と事務局で相談して対応させていただくということで考えたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。――ありがとうございます。それではそのように、微細な修正があった場合には事務局と相談して対応したいというふうに思っております。

それでは本日につきましては幾つか決定事項がございますので、決定のプロセスのほうに入らせていただきたいと思います。本日は「東京大学総長選考・監察会議内規（案）」及び「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（案）」につきまして、決定していく必要がございます。10月31日の第7回の会議におきまして、規則改正の概要について事務局からさっさとご説明をいただいておりますけれども、本日決定するに当たりまして事務局から再度、規則等の改正概要の説明をお願いしました後に、以上の内規、それから細則について表決にて議決させていただきたいと思っております。プロセスについては十分の議論を尽くしたと考えておりまして、その検討した内容が規則に反映されているものというふうに考えているところでございますけれども、委員の皆様も最終段階ということでございますので、よくご確認いただければありがたいというふうに思います。

それでは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。別冊の資料2-1の44ページ「総長選考・監察会議内規等の改正概要（案）」をご覧ください。これからご説明させていただくのは、議長からお話があったように内規の案、それから細則の案の改正事項についてでございます。主な改正事項について読み上げさせていただきます。

改正概要の1.「総長選考プロセスの透明性の確保及び明文化等」の（1）公表事項の追加及び明確化等として、①のとおり、代議員会で選出され選考・監察会議に第1次候補者として推薦された者の氏名及び得票数を公表、こちらは新しく定めたものになります。それから②として、第1次候補者の決定後、各候補者の氏名を公表、こちらも新しいものでございます。④として、意向投票の結果について、得票数及び白票数を、最後の投票回のみでなく全ての投票回について公表するように改正させていただきます。これらのことを規定させていただきました。

この①の部分、代議員会から選出され推薦される者の氏名と得票数を公開することとしたため、このページの一番下、4.（2）①で、代議員会で選出された者に対し、代議員会の議長から第1次候補者として推薦されることの可否を確認するプロセスを追加し、辞退した場合は第1次候補者としての推薦から除くこともあわせて規定し、辞退意思のある方のプライバシーを守ることも定めてございます。

続きまして1.（2）第2次候補者の決定プロセスの明文化でございます。①のとおり、

第2次候補者を決定する手順を事前に選考・監察会議で定めることといたしました。内容的に規則ではなく文書のような形で定めることを想定しておりまして、この別冊の43ページにその案をおつけしてございます。内容についてはまだ詰め切れていない部分がございます。引き続き総長選考・監察会議でその詳細について検討とさせていただきます。

続きまして1.(3)収集する候補者情報及び総長予定者を決定するにあたって考慮する事項の明確化でございますが、④のとおり、選考・監察会議が総長予定者を決定するにあたって考慮する事項を列記し、これらを総合的に考慮することを明記いたしました。こちら、これまでは総長予定者を決定する際には調査——これ、面接のことになりますが、調査と意向投票の結果を考慮して決定するというように書かれておりましたが、前提となる求められる総長像に照らし、新たに総長選考・監察会議で主催して実施する所信表明や、候補者資料などを含めて考慮する事項を列挙し、それらを総合的に考慮することを明記いたしました。

続きまして2.「構成員等に対する候補者情報の発信・提供の充実化」でございますが、先ほどお伝えしましたように、意向投票をより有意義に実施するために、意向投票の前に第2次候補者による動画の形態による所信表明のプロセスを追加しております。

続きまして3.「総長選考・監察会議による主体的な選考」でございますが、意向投票の投票回数について総長選考・監察会議がより主体的な選考を行うため、意向投票の回数を、これまでの最大4回から最大2回までに見直しを行いました。

続きまして次のページに移りまして、5.「選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大等」の(1)代議員会の構成員の追加等でございますが、②のとおり、学部を有する研究科からは教授会構成員以外の代議員を1名ふやして計2名とすることといたしました。

続きまして(2)の意向投票の投票資格を有する者の追加等でございますが、①のとおり、意向投票の投票資格を有する者に大学の運営・経営への関与という観点から部長級及び事務系の課長級職員が加わることによる文言の追加をいたしました。

続きまして6.「その他」、(1)の表決事項から「求められる総長像の決定」の削除でございますが、「求められる総長像」は、選考・監察会議における継続的な議論を通じて作り上げるものであり、特定の会議の出席者の表決により決定するような性質のものではないことから、内規の表決事項から削除いたしました。

またその他改正が必要な規則等につきまして、「経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ」、こちらにつきましては経営協議会において見直しを現在検討しているところでございます。

以上、主な改正事項についてポイントを絞った形でご説明させていただきました。事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ご説明ありがとうございます。今、改正概要についてご説明いただきましたが、基本的には今まで、全て実質的に事柄についてはご議論いただき、意見としてまと

まってきたところを規定化する、改正するということでございます。事務局からの説明についてのご意見、ご質問でございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

今申しましたように、基本的に今までご議論いただき、合意をいただいたものを改正案としてお示ししたというものでございます。

それでは特段のご質問、ご意見もないようでございますので、これから表決に入らせていただきたいと思います。「令和7年度総長選考・監察会議関係資料」、席上配置資料の10ページに、「東京大学総長選考・監察会議内規」がございます。この第3条第1項、表決についての第10号においては、この内規及び「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の改廃が、議決を行うときは表決による事項として掲げられているところでございます。

また同条の第2項には、表決の方法は議長を除く出席委員の無記名投票によることとされております。また第3項においては、議長は表決による議決を行う場合には、議事進行上表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとするというように規定されております。したがって、ただいまから「東京大学総長選考・監察会議内規」及び「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の改正に当たりまして、表決により議決を行わせていただきたいと思います。

議決の要件につきましては、「東京大学総長選考・監察会議内規」は第2条第2項に基づきまして、出席委員の3分の2以上の多数をもって決するということになっております。それから「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」のほうにつきましては、出席委員の過半数で決するということとなっております。以上が議決の要件ということでございます。

それでは事務局のほうから無記名投票などにつきましての指示、ご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それではただいまより無記名投票を行います。投票にあたり事前にご説明させていただきます。投票には Microsoft Forms を使用し、事務局より委員の皆様へご案内させていただきながら進めさせていただきます。ただいまより Zoom のチャット機能にて投票フォームの URL を送付させていただきます。チャットで投票用 URL を送付し、投票は無記名で行うため、傍聴者の方には一旦待機室のほうへ事務局からご案内させていただきます。

本日まで出席されております委員の方のみ、投票をお願いいたします。本日の出席委員は議長を除き15名です。「東京大学総長選考・監察会議内規」の議決の要件は出席委員の3分の2以上ということで、10名以上の賛成票が得られれば改正は議決いたします。「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の議決の要件は出席委員の過半数ということで、8名以上の賛成票が得られれば改正が議決いたします。

それでは投票の実施に移らせていただきます。事務局より Zoom のチャット機能で投票フォームの URL を送付させていただきます。委員の皆様、投票フォーム、届いております

でしょうか。フォームが届いた方、フォームが開けるかどうか確認してみてください。投票フォームが届かない、またはフォームが開かないなど、不具合がございましたら遠慮なく挙手にてこの場でお申し出ください。いかがでしょうか。

投票フォームを開くと「東京大学総長選考・監察会議内規」についての設問が表示されています。設問に答えると次の「東京大学総長選考及び総長解任に関する細則」の設問が表示される仕組みになっております。賛成・反対がございますので、それぞれについてどれか一つの選択肢を選択してください。反対を選択された方は、お手数ですがどの条項、何に対してのご意見がおありになって反対であるかということをご記載してください。それでは投票をお願いいたします。

(投票)

【事務局】 ありがとうございます。それでは少しの間集計させていただきますので。――集計結果出ましたので、傍聴者の方、お戻しをお願いします。

皆様、ご協力ありがとうございました。それでは結果を発表いたします。「東京大学総長選考・監察会議内規」の改正について、賛成 15 票、反対 0 票。「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の改正について、賛成 15 票、反対 0 票。賛成が「東京大学総長選考・監察会議内規」のほうは3分の2以上の賛成を得ましたので、改正は決定いたしました。それから「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の改正については、賛成が過半数を得ましたので、改正は決定いたしました。事務局からは以上でございます。

【板東議長】 皆様、ご協力ありがとうございました。議長からも改めて申し上げさせていただきます。今ご説明ございましたように、「東京大学総長選考・監察会議内規」第3条第2項に基づきまして、「東京大学総長選考・監察会議内規」は賛成が3分の2以上の多数、「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」は賛成が過半数を得たために、それぞれ改正が決定したということでございます。本当に皆様、ずっと今までのご審議いただき、また今日もこの最終的な改正案につきましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは続いて決めていくことといたしまして、求められる総長像につきまして決定していただきたいと思っております。先ほど中身についてはもう既にご議論いただいて、一応まとまったということでございます。先ほど事務局からの規則のご説明にありましたように、求められる総長像は総長選考・監察会議における継続的な議論を通じて作り上げるものということであり、特定の会議の出席者の表決により議決する性質のものではないということから、「東京大学総長選考・監察会議内規」の表決事項のほうからは削除するということとさせていただいているところでございます。

「東京大学総長選考・監察会議内規」は先ほど改正されましたので、表決ではなく皆様の合議で決めさせていただきたいというふうに思います。本日、先ほどからも改めてご審議、ご議論いただいたわけでございますけれども、皆様が求められる総長像につきまして、

ただいまの最終的に先ほど取りまとめさせていただいた案で決定ということによろしくうございますでしょうか。――ありがとうございます。それではご異論がないということでございますので、次期総長選考における求められる総長像は、先ほど最終的に取りまとめさせていただいたもので決定ということにさせていただきたいと思えます。

それでは今日ご協力いただきましたので、ちょっとだけまだ時間がございますので、先ほどまだ議論が必要なため決まっていなかった事柄として挙げておりました、第2次候補者を決定するための手順について、時間がある限りご議論をさせていただきたいと思えます。説明資料2-1の43ページを今示していただいております。以前もご議論はいただいたところでございますけれども、次期総長選考の課題検討において面接後、3人から5人以内の第2次候補者に絞り込む際の方法については、一定のルールを策定した上で実施するというので、これまでも学内ワーキンググループからご説明をいただいていたところでございます。

こちらの文書は10月31日に開催されました第7回の会議で、ご説明の時間だけとらせていただいたところでございます。この文書は厳密な意味での規則ではないということでございますので、今日決めなくてはいけないというわけではございませんけれども、まだご議論いただく点が少し残っているようにも思えますので、ご議論をさらに丁寧に進めることを最優先にしたいということで、少し変更した点がございまして、その部分の説明を事務局からお願いして、時間の許す限りご意見をいただければと思えます。

それでは事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。別冊資料2-1、43ページをご覧ください。こちらの第2次候補者を決定するための手順については、代議員会と経営協議会から推薦された12名程度の第1次候補者のうち、辞退者を除く全員に対して、総長選考・監察会議で面接を行い、第2次候補者として3人以上5人以内に絞り込みを行う段階の話でございます。

それでは読み上げながら確認させていただきます。1. 第2次候補者を決定するための手順。手順としては1.(1)で第2次候補者を決定するまでの協議の手順を定めています。第2次候補者は最終的に「東京大学総長選考・監察会議内規」において表決で決定することが定められておりますので、1.(2)では(1)で決まった第2次候補者を表決することが記載されています。

(1)の協議の手順でございますが、①、第2次候補者の決定に当たり、多様性の観点その他の考慮すべき事項について検討を行う。こちらは方向性を話し合うということでございます。

②、無記名投票により、第1次候補者のうち、第2次候補者としてふさわしいと考える者、3名を選択する。3名を限度とはしていないため、白票は想定しておりません。必ず3名を選ぶという記載ぶりでございます。選択とは実際には投票のウェブフォームなどで行うことも想定した書きぶりとしてございます。

③、②の手順において得票数の上位の者から3名を適任者として選出する。ただし、そ

の末位に得票同数の者があり得票数上位の者が4名以上となった場合には、協議によりその取扱いを決定する。実際には1位が1名、2位が4名など、さまざまなパターンが想定できるために、3名にならなかった場合は協議をする想定でございます。

④、多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。3名の候補者を見てジェンダー、それから学問分野などの多様性やバランスなどの検討を行い、追加の必要性を判断します。

⑤、④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第1次候補者のうちから、追加の適任者について無記名により投票する。⑤についてこちら、変更しております。これまで⑥で協議することを踏まえ記名としておりましたが、⑥とは切り離して考えてもよいのではないかという意見がございまして、無記名にさせていただきました。

⑥、⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を限度として適任者を選出する。5名を限度としているのは3人以上5人以内であるためでございます。

それから(2)、(1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第3条第1項第2号及び同条第2項に基づき表決を行い、第2次候補者を決定する。こちら、内規に従い表決するということを書いております。

2. 留意事項でございます。(1)、適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。こちらは大前提の条件を記載しております。

(2)、1.(1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。こちら、当たり前のこととなりますが、権利としての根拠を明記させていただいたということになります。

(3)、1.(1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。

(4)、1.(1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。ただし、1.(2)の表決に当たっては、内規第3条第2項に基づき議長は投票することができない。こちら、協議に当たって投票の手段を用いる場合には、その目的を明らかにするという意味で記載してございます。議長は最終的な表決権、これは1.(2)のほうになりますが、こちらは有しないところではございますが、法人法に基づく学長選考・監察会議の構成が学内外半数であることに鑑み、表決に至る前の協議には参加できるものと整理してございます。

2.(4)、こちらが変更してございまして。黄色のハイライト部分を加筆させていただいております。最終的に第2次候補者を決定するのは「東京大学総長選考・監察会議内規」に従い、表決することとなりますが、「東京大学総長選考・監察会議内規」の規定により、こちらは議長を除く必要があるということを確認する表現を入れてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、ご質問とか、あるいはご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。特に、前回から修正させていただいたものとして、黄色いところが示されておりますけれども、実質的な中身として修正した点は1点、1. (1) ⑤のところに黄色くマーカーが引いてあります、追加の適任者、多様性などを考慮して追加するという方についても無記名投票を行うということで、最初の案では記名投票となっていたのを無記名投票という形に、こちらのほうも変えさせていただきます。

最後の2の留意事項のマーカーのところは、議長が途中過程のところでは無記名投票に参加するということであっても、最後のところの決定については参加するわけではないよということ、1. (2) のところに書いてあるところを、念のためまた2. (4) のところにも入れさせていただきます。

基本的に議長が途中過程のところの投票について参加するかどうかという、実質的な点のご議論もあろうかと思しますので、その点も含めましてご意見をいただければありがたいというふうに思います。前はこういう形で、規定といいますか、こういう明文化したものはなかったわけですが、前は議長が投票に参加してたよというお話でしたので、こういう形になっておりますけれども、この点も含めましてご意見あればいただければというふうに思います。

【E委員】 すみません、Eです。一点確認ですが、よろしいでしょうか。

【板東議長】 はい。

【E委員】 最初の黄色マーカーの部分、追加の適任者を加えるかどうかの投票というのは、過半数であれば加えるという、そういう手順になりますか、ルール上。

【板東議長】 これは過半数かどうかといいますか、追加が必要ではないかというのはあるんですけども、候補者について過半数を得る必要があるかどうかというところは、ここには入れていないわけですので。票がばらけることもあるかなというふうには思うんですけども。

【E委員】 3名決まった後でもう1名、この方がいいんじゃないかって誰かが提案された場合に、それについて議論して、過半数の賛成があるかどうかというふうにイメージしたんですけど、そうじゃないんでしょうか。

【板東議長】 1名なのか2名なのか、最大限2名追加するという可能性はあるかなというふうには思います。最終的には1. (2) にありますように表決を行って決定していくということになりますけれども――これ、事務局のほうに確認なんですけれど、過半数とかどれだけの票を得た場合にどうするというようなことは、前回の場合も含めてどういう状況を想定されているのかなということで。これは事務局のほうなのか、学内ワーキンググループのほうにお聞きしたらいいのかわかりませんが、この想定されてるところについてちょっとお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

【C委員】 学内ワーキンググループのほうで少し議論した内容を覚えてる限りお話しし

ますと、今無記名投票に変わっていますが、ここはもともと記名投票という形にしよう。それは④のところで追加の必要性の検討というところは、ここは議論を尽くしてみんなで行って、やはり追加が必要だろうとなったらば、そこでじゃあ誰がいいかというところを全員から意見を聞こうということで。前回の5年前6年前のときには、そこでいろいろ恣意的なことが行われてしまって、発言できないような方もいらっしやったということだったので、全員から意見を聞きたいというところで記名投票にしようという形で出したというふうなところがあります。

ただそれを無記名にしたということですので、今回全員の場合というのはかなり割れることを想定して、こういう人がいいんじゃないかというのは3人いて、この人がいいというような人がほかに3人いて、あと2人いてとか、そんな形のような、大体この人はこの人を推してるみたいな形のことが議論する前にある程度票という形でわかって、そこから議論をスタートしようという形で、この⑤の最初の記名投票というのは始めていました。

ですので、今無記名になったから、じゃあここで過半数が必要かというところというわけではなくて、無記名で挙がってきた、候補者、何人出るかわかりませんが、そこである程度多く得票された人をみんなで議論して、この分野の人が足りないんじゃないかとか、この観点からの候補者を追加したほうがいいんじゃないかという議論をして、結局⑥という形で、票数ではなくて最終的に議論の結果5人を決めるという理解で、学内ワーキンググループとしてはおります。

E先生の質問の答えになってるかどうかかわからないんですが。

【板東議長】 ちょっとよろしいでしょうか。私のイメージがちょっと違ったところもありまして。その追加が必要かというときに、例えば女性なら女性候補がいたとして、かなり具体的に、分野も含めて、この人あたりがいいんじゃないかという議論がもう既に、かなりご審議の中に出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。最終的にそれを誰と誰を選ぶのか、あるいは1名なのか、そのところを投票で確認していくということかなというふうに思っています。幾つか選択肢があるわけなので、そこは投票の結果に基づいて決めてくということだと思えますけれど。一応いろんな観点のご議論という中に、実質的に名前も分野も出てきてしまうのではないかなと、かなり具体的なご議論の中に出てくるのかなというふうには思うんですけど。いずれにしろ十分に議論を尽くしながらということかと思えます。

すみません。E委員のほう、ご質問、十分ではないかと思えますけれど、時間も来てしまいましたので、今日はこの程度のご説明、ご質問いただいたということでとどめさせていただいて、次回決定させていただけるようにご審議をまた深めさせていただければと思います。そのほかにも疑問やご提案がございましたら、次回いただければありがたいというふうに思います。

それでは時間も来てしまいましたので、その他ということで、事務局から連絡をお願いできればと思います。

【事務局】 はい、事務局でございます。次回の開催予定につきまして、1月14日1時半からオンライン開催を予定しております。なお総長選考・監察会議の後に開催される経営協議会に対面でご出席される委員の方につきましては、安田講堂内に会議場所をご準備させていただき予定でございます。詳細につきましてはまた改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは最後に進行についての確認をさせていただきます。毎回のことでございますけれども、当会議では適正な議事進行のために「東京大学総長選考・監察会議内規」によりまして、会議の終了時に監事に議事進行についてのご意見をいただくこととしております。本日の議事進行につきまして、両監事からご意見をいただければと思います。それではA監事、B監事という順番でお願いしたいと思います。A監事、よろしくお願いいたします。

【A監事】 はい。監事のAでございます。特に問題ございませんでした。以上です。

【板東議長】 ありがとうございます。それではB監事、よろしくお願いいたします。

【B監事】 はい。私も特に問題なかったということで大丈夫です。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは本当に暮れの大変お忙しいところ、皆様、今日は全員ご参加いただいたということで、ありがとうございます。時間が参りましたので、本日の総長選考・監察会議を閉会させていただきます。本当にお忙しいところご参加ありがとうございました。また来年も引き続きよろしくお願いいたします。

(終了)